

特急発行のお手続きの流れ

■申請対象者（要件）

- ・申請者本人の来庁が必要です。
- ・15歳未満の方や成年被後見人の申請には、法定代理人（親権者や成年後見人）の同行が必要です。

対象者	具体例・申請可能な期間
●国外から転入後、転入届を出した方	国外から転入し、転入届提出後に初めてマイナンバーカードを取得する方 申請可能な期間： 転入届出日から30日以内
●新たに住民票に記載された方	転入や出生等を除く、無戸籍だった等で、新たに住民票に記載された方。届出後、初めてマイナンバーカードを取得する方 申請可能な期間： 本人確認書類を入手した日から30日以内
●中長期在留者の方など	中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、出生による経過在留者のいずれかが住所を定めた場合の転入届、又は既に住民票に記載されている方が中長期在留者等となった場合の届出を行い、初めてマイナンバーカードを取得する場合 申請可能な期間： 住所を定めた場合の転入届又は住所を有する者が中長期在留者等となった場合の届出日から30日以内
●マイナンバーカードの紛失届を提出された方	マイナンバーカードの紛失届出後に初めてマイナンバーカードを取得する方 申請可能な期間： マイナンバーカードの紛失届出日から30日以内
●マイナンバーカードが焼失、損傷、ICチップ不良等により機能が損なわれた方	マイナンバーカードが焼失、著しく損傷、またはICチップ不良等により機能が損なわれた場合で再交付を求める方。焼失の場合は罹災証明の提示が必要 申請可能な期間： 事実発生日から30日以内
●個人番号または住民票コードを変更し、マイナンバーカードが失効した方	個人番号または、住民票コードの変更により、マイナンバーカードを失効してから初めてマイナンバーカードを取得する方 申請可能な期間： 変更日から30日以内
●マイナンバーカードの追記欄の余白がなくなったことにより、新たに記載ができない方	マイナンバーカードの追記欄の余白がなくなったことにより、最新の情報が印字できない場合 申請可能な期間： 追記欄の余白がなくなったために、券面事項の変更ができなかった日から30日以内
●刑事施設等に収容されていた方	刑の執行のため刑事施設もしくは少年院に収容されていた方、労役場に留置されていた方、保護処分のために少年院に収容されていた方で釈放後に初めてマイナンバーカードを取得する方 申請可能な期間： 本人確認書類を入手した日から30日以内

■特急発行の手数料

- ・マイナンバーカードの初回交付手数料は無料です。
- ・紛失など本人の過失により再申請する場合は有料（2,000円）です。
- ・有料の場合、特急発行の手続きの際にお支払いいただきます。

■持ち物

- ・本人確認書類（次ページの本人確認書類例参照）
- ・所持しているマイナンバーカード（既に交付を受けている方で、紛失・焼失の場合を除く。）

※ご自身で準備した写真を持ち込む場合は、サイズの規定はありませんが、スキャナによる読み取りを行うため、サイズの大小・不鮮明等の理由により受付できない場合があります。

【本人確認書類の要件】（本人確認書類の A・B の詳細は下表をご覧ください。）

●申請者本人のもの 以下のいずれか

- ・本人確認書類 **A 2 点**
- ・本人確認書類 **A 1 点** と **B 1 点**
- ・本人確認書類 **B 2 点**

※下表の本人確認書類 **A** がない場合には事前にご連絡ください。「照会兼回答書」を申請者の住民票の住所地に郵送しますので、「照会兼回答書」と本人確認書類 **B 2 点** をお持ちください。

●申請者本人（15歳未満）の場合

上記の本人確認書類に加え、以下の書類が必要です。

- ・同行する親権者の本人確認書類 **A 1 点** または本人確認書類 **B 2 点**
- ・親権者が確認できる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等（本籍が新庄市にあるか、15歳未満の申請者と親権者が住民票上同一世帯の場合は不要。）

その他

- ・1歳未満の乳児は顔写真が不要です。（出生届と同時に申請する場合は別の手続きになります。）

●申請者本人が成年被後見人の場合

上記の本人確認書類に加え、以下の書類が必要です。

- ・同行する成年被後見人の本人確認書類 **A 1 点** または本人確認書類 **B 2 点**
- ・成年被後見人を確認するための成年被後見人登記事項証明書

（本人確認書類例）※原本かつ有効期限内のもの

A	B
<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード・住民基本台帳（写真あり）・運転免許証・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）・パスポート・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・在留カード・特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none">・健康保険証または資格確認書・子ども医療費受給資格証・介護保険被保険者証・重度心身障害者医療費受給者証・ひとり親家庭医療費受給者証・母子健康手帳（子どもの本人確認用）・生活保護受給者夜間・休日用医療受給者証・年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書・社員証、学生証・預金通帳またはキャッシュカード

■マイナンバーカードの受け取り

特急発行では、カードが地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から直接、交付申請者へ送付されますが、下記の場合においては、J-LIS から市役所にカードが送付されますので、カード到着後に再度来庁していただいたうえでカードの交付を行います。

- ・電子証明書に代替文字が使用されている方。
- ・DV 被害者である等、交付申請者の希望により市役所庁舎で受け取りを希望する方。
- ・顔認証マイナンバーカードの交付を希望している方。
- ・カード申請時に「照会兼回答書」を持参しなかった方。